

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和2年3月11日（令和2年（行情）諮問第155号）

答申日：令和2年8月3日（令和2年度（行情）答申第183号）

事件名：シュワブ埋立工事に関する特記仕様書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「シュワブ（H29）埋立工事（3工区）に関する以下の文書。1. 2017年11月の入札公告時に作成した設計図書（特記仕様書，積算価格内訳明細書（総括表，内訳書，代価表等，工事費算定に関する文書を含む））と，その決裁文書（日付等の分かるもの），2. 2018年1月に補正したという上記の各文書，3. 入札公告の際の「予定価格」が記載された文書」（以下，順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい，併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，本件請求文書1につき，別紙に掲げる文書1（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示し，本件請求文書3につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，本件対象文書を特定したこと及び本件請求文書3を保有していないとして不開示としたことは，いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和元年8月30日付け沖防第2014号により沖縄防衛局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 請求人が開示請求した文書のうち，積算価格内訳明細書，また，設計図書の決裁文書（日付等の分かるもの）について，開示・不開示の判断がされていない。
- (2) 入札公告に当たって，予定価格の文書が不存在ということはありません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，処分庁に対し，本件請求文書の開示を求めるものであり，本件請求文書1及び本件請求文書2に該当する行政文書として，別紙に掲げる3文書を特定したが，本件請求文書3に該当する文書については，作成及び取得しておらず文書不存在のため，法9条1項の規定に基づき，

別紙に掲げる3文書を開示とした原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、上記第2の2(1)のとおり、積算価格内訳明細書及び設計図書の決裁文書(日付等の分かるもの)の開示・不開示の判断を求めるが、本件開示請求を受け、2017年11月の入札公告時に作成した設計図書である図面、特記仕様書、現場説明書を確認したところ、積算価格内訳明細書は含まれるものではなかったため、別紙に掲げる文書1を特定する原処分を行ったものである。なお、2017年11月の入札公告時点においては、積算価格内訳明細書を作成していなかった。

また、設計図書の決裁文書(日付等の分かるもの)については、決裁文書を請求していることから、決裁手続を了したことが分かる文書として文書1を特定している。

(2) 審査請求人は、上記第2の2(2)のとおり、本件請求文書3を不存在とした不開示決定処分の取消しを求めるが、本件請求文書3については、本件開示請求を受け、探索を行ったが、2017年11月の入札公告日においては、作成しておらず、入札公告日以前に作成された行政文書の保有を確認することができなかったことから、原処分を行ったものであり、本件審査請求を受け、念のために再度の探索を行ったが、その存在を確認できなかった。

(3) 以上のことから、諮問庁としては、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、処分庁が行った原処分を維持することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和2年3月11日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月17日 | 審議 |
| ④ 同月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

本件審査請求は、審査請求書の内容に鑑みれば、具体的には本件請求文書1に該当する文書の特定及び本件請求文書3の保有の有無を争うものと解される。

諮問庁は、本件請求文書1に該当する文書として本件対象文書を特定し、開示するとともに、本件請求文書3を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び本件請求文書3の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 一般的な入札に際しては、まず、担当部署において特記仕様書を作成し所要の決裁を受け、その後、入札公告がなされ、入札日までに予定価格調書及び同調書を作成する際の参考資料である積算価格内訳明細書を作成し所要の決裁を受ける、といった一連の流れで関連文書を作成等している。

イ なお、入札公告がなされた後に、入札への参加を検討する者から特記仕様書に関する質問がなされ、当該質問の内容によっては特記仕様書の内容が変更となることがある。その場合、積算価格内訳明細書の金額も変更となる可能性があることから、予定価格調書及び積算価格内訳明細書の作成並びに決裁は、入札日の直前となることが一般的である。

本件開示請求に係る入札に関しても、入札公告の時点で積算価格内訳明細書は作成していなかったため、審査請求人が主張する「2017年11月の入札公告時に作成した積算価格内訳明細書」は保有していない。

ウ 審査請求人が主張する設計図書の決裁文書については、入札公告時点での設計図書に該当する文書は本件対象文書に含まれる特記仕様書の外に作成も取得もしておらず、本件対象文書の表紙には特記仕様書の作成に係る所要の決裁が行われたことを示す押印がなされていることからしても、本件対象文書が決裁文書に該当することは明らかである。

エ 本件審査請求を受け、念のため、処分庁において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書1に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書の表紙には、担当職員の決裁欄が記載され、複数の職員が押印した印影が認められることにも鑑みれば、本件開示請求に係る入札に関して、本件請求文書1にいう「入札公告時」には積算価格内訳明細書は作成しておらず、本件対象文書は設計図書の決裁文書に該当するなどとする上記(1)の諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書1に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、沖縄防衛局において、本件対象文書の外に、本件請求文書1に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件請求文書3に該当する文書の保有の有無について

(1) 本件請求文書3の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 予定価格が記載された文書である予定価格調書は、上記２（１）ア及びイのとおり、入札日の直前に作成されることが一般的である。本件開示請求に係る入札についても、予定価格調書は入札日直前に作成され、入札公告の時点では作成していなかった。

イ すなわち、審査請求人の主張する「入札公告の際の「予定価格」が記載された文書」である文書は作成も取得もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、処分庁において改めて探索を行ったが、本件請求文書３の存在は確認できなかった。

（２）本件開示請求に係る入札に関して、本件請求文書３にいう「入札公告の際」には予定価格調書は作成も取得もしていなかったなどとする上記（１）の諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書３の存在をうかがわせる事情も認められないことから、沖縄防衛局において、本件請求文書３を保有しているとは認められない。

４ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件請求文書１につき、本件対象文書を特定し、開示し、本件請求文書３につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、沖縄防衛局において、本件対象文書の外に本件請求文書１の開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、また、本件請求文書３に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したこと及び本件請求文書３を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 佐藤郁美，委員 中川丈久

別紙

1. シュワブ（H 2 9）埋立工事（3 工区）特記仕様書（補足前）
2. シュワブ（H 2 9）埋立工事（3 工区）補足説明書
3. シュワブ（H 2 9）埋立工事（3 工区）特記仕様書（補足後）